

## 令和4年第3回半田市議会定例会建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、3月1日、午後1時40分から、議会会議室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第4号中、当委員会に分割付託された案件、議案第5号及び、議案第6号については、一括議題とし、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

(仮称)南廻間池公園の整備工事について、現場の状況が当初の想定と異なったため、工事が当初の工期内に完了せず、予算を次年度に繰り越すとのことだが、工事の完了はどの程度延期になるのか。とに対し、

当初は3月15日までの工期でしたが、40日ほど延期し、完了を4月25日として、ゴールデンウィークには公園を開園する予定で進めています。とのこと。

住民基本台帳事務事業について、住民記録システム改修委託料693万円の内訳はどのようなか。とに対し、

当該システムの設計・開発に要する経費、テストに係る経費、及びライセンスを含むソフトウェアの購入経費が含まれています。とのこと。

マイナンバーカードを利用し、オンラインでの転出手続きはできるとのことだが、転入手続きはオンラインで行うことはできないのか。とに対し

転入手続きの窓口予約はできますが、現在の住民基本台帳法の規定により、手続き自体を行うことはできません。とのこと。

当該システムの改修は、マイナンバーカードを取得している市民のみが利用できるサービスのための改修であるが、未取得の市民の不公平感をどう考えるか。とに対し、

今後、マイナンバーカードの取得メリットが、ますます拡大されることを PR し、現在未取得の方にも取得していただくことによって、不公平感をなくしていきたいと考えています。とのこと。

マイナンバーカードの取得者が増加することにより、今後システム改修委託料が追加で発生することはないのか。とに対し、

追加で発生することはありません。とのこと。

畜産競争力強化整備事業補助金について、補助を行う機会を利用して6次産業化を勧奨することはできないのか。とに対し、

6次産業化は、事業者の収益を上げることにもつながるため、今後、勧奨していきます。とのこと。

知多南部広域環境組合負担金について、中部知多衛生組合と知多南部広域環境組合を併合すると、負担金額の合計が減ると思うが、そのような検討は行ったのか。とに対し、

各組合での部課長会議などではしておりません。とのこと。

ごみ減量対策事業費について、家庭系ごみ量の減量幅と比較し、再資源ごみの回収量は、わずかであると感じるが、再資源化のために約2千万円を追加で投じる必要があるのか。とに対し、

市民の皆さんのごみ減量、資源分別意識の向上と環境保全の観点から、必要であると考えております。とのこと。

地域振興券事業について、地域振興券の利用期間を4月30日までに延長したことに伴う、換金期間の延長により、繰越を行うことになったとのことだが、いつ時点の換金状況を基に、繰越金額を積算したのか。とに対し、

1月25日現在までに把握している換金実績を基に、今後の換金見込みを算出したものです。とのこと。

通学路安全対策事業について、雁宿小学校と花園小学校の側溝にふたをするとのことだが、施工箇所はどのように選定したのか。とに対し、

通学路の整備計画の中で、必要性の高い場所から順次整備することとしており、この整備計画に基づき、今回の施工場所を選定しています。とのこと。

乙川中部土地区画整理事業について、令和5年度末に跨線橋を含む環状線の全面供用開始を予定しているとのことだが、環状線用地内の建物移転交渉が難航した場合、供用開始が遅れる可能性があるのか。とに対し、

令和4年9月頃までに移転契約ができれば、令和5年度で環状線の整備工事が完了し、計画通り、全面供用開始ができますので、それまでに、契約に結び付けたいと考えています。とのこと。

造成宅地地盤災害対策事業について、金額の妥当性はどのように確認したのか。また委託期間はどの程度を見込んでいるのか。とに対し、

今回の調査は、国のガイドラインに基づく内容で、複数の業者から見積もりをとるなどし、適正な額を計上しています。また、期間は令和4年度末までの1年間を見込んでいます。とのことでした。

その後、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第12号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

使用料改定時期の見直しに伴い、システム改修を先送りするとのことだが、改修費用が増額となることはないか。また、システム改修を、令和3年度に行わない理由は何か。とに対し、

事業を先送りしても、システム改修費用が増額となることはありません。また、令和 3 年度に改修しても、システムの動作確認は使用料改定にあわせて行う必要があるため、次年度以降に実施します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。